

ますが、こうしたハイポリテイクスの方々は、特殊な関心を持っている人たちですから、こうした事件があると、総合的なバランス判断の欠如によって、過度に安全保障意識が高まり、過剰に政策がブレてしまう可能性があります。

そうした中で自治体という総合行政主体の役割があります。総合的に物事を考える立場から言うと、為政者や専門家たちの暴走に対して、一步引いて冷静に考えるべき役割も持たなければならぬのです。しかし、今述べたように自治体は、非専門家のジェネラリストですから、安全保障の細かい内容は分かっています。よく分かっている素人である自治体が専門家にどうやって対抗していくのか。これが自治体に問われていることとなります。

実は安全保障問題だけではなく、エネルギー問題、あるいは公衆衛生・感染症対策でも同じです。結果的に見れば、新型コロナウイルス感染症対策も一時はパニックを起こしていたのではないかと私は思っています。専門家が過剰な対応を扇動してしまい、それを、国と自治体の政治家が加速した。他方で刻々と変わる情勢に対し、専門家は転進したいのに、政治家が方針転換できず、国民も心配だとして変化できなかつた。

恐らく、ウクライナ問題も国や専門家からでくる情報のシャワーを浴びて、自治体はむしろそれに染まり、住民も染まっていくという可能性が非常に高いと感じています。健全な素人としての自治体の良さが発揮できないかもしれません。そうした意味で、解毒剤ではありませんが、早い段階で「侵略戦争と自治」を取り上げたいと思います。今回の講演を引き受けた次第です。

1 ウクライナ侵略戦争をめぐる考察

(1) 自治体とウクライナ侵略戦争の関係

自治体の支援は、当面ウクライナから避難してきた人たちの支援やいろいろな意味での連帯や支援の表明にとどまっています。他方で姉妹都市の関係、特に北海道ではロシアとの関係がじわじわと影響を与えているのではないのでしょうか。ただ、こういう時こそ民間交流を維持しなければならぬ、という別の必要性もあろうと思います。

このように、ウクライナ侵略戦争は自治体の具体的な課題として上がってきていると思います。が、むしろこうした事態を踏まえ、自治体の観点からこの問題をどう考察するのか。特に実際に軍事力を使って、本当に攻めてくるということがありうるという危機に直面した中で、どう考えていくのか。これを考えていく必要があるのではないのでしょうか。

この問題に対しては、専門性という意味でいろいろな視角がありますので、様々な人がいろいろなことを言っていますが、私も含めて自治体の観点から発言している人はほぼいない状況です。

(2) ウクライナ侵略戦争は論ずべき「大問題」なのか

一方で、ウクライナ侵略戦争が世界的に論じるべき大きな問題なのか、という根本的な疑問もあります。皆さんウクライナが攻撃されているから心配していますが、世界的に見れば、アフガニスタンやシリア内戦で多くの犠牲者や難民を出している

にも関わらず、日本では大きく取り上げられてこなかった。これ以外にも香港やミャンマー・ロヒンギヤや新疆ウイグルでの弾圧など、人権を無視したことがたくさん発生しているのに、日本人が危機感を持っていない。

こうしてみると、政治家や専門家たちの視点は、欧米西側陣営寄りに毒されていることを示していると言えるのではないのでしょうか、という見方もあり得ましよう。非西側陣営諸国では、むしろ、ウクライナを支援する西側諸国に冷ややかな国も多いのです。

以上のことから、欧米西側陣営目線ではなく、日本の我が事としてウクライナ侵略戦争を論じているのか。あるいは、対岸の火事として見ているのが問題とならうかと思えます。日本の我が事が大事な立場からすれば、ウクライナ自体というよりも、欧米西側陣営に安全保障を依存している日本の我が事の観点から、対中国・対北朝鮮・対ロシアの関係で、論じるでしょう。例えば、日本の安全保障の専門家たちが、危機をきっかけにして防衛費を増やそうなどと考えているでしょう。しかし、ここでは、国の安全保障ではなく、自治の視角から問うことが可能なのか。また、意味があるのか否かについて考えてみたいと思います。

2 議論を進める上でのサンプルとしてー有識者の考え

(1) 橋下徹氏の言説

軍隊が一般市民を守るべきだ

繰り返しになりますが、ウクライナ侵略戦争についてはいろいろな人がいろいろなことを言っ

いますが、話題となつていてる方をいくつか挙げて考えてみましょう。まずは橋下徹氏の言説を紹介しましょう。皆さんご存じの通り、橋下徹氏は大阪市長、大阪府知事を経ていますので、自治体為政者の経験も持っている人になります。自治業界の中では「あれは異端児であつて気に入らない」「ハシズムだ」などという人もいますが、今日はその議論をする場ではありませんので横に置いて、彼がウクライナ侵略戦争に対し、ツイッターなどを通じてどのように発言しているのか掘り下げてみました。

開戦前の二〇二二年二月一四日段階では、「大國に自國の安全を委ねると危険だ。憲法九条では平和は訪れない。集団的自衛権・安全保障の必要性。核兵器は最大の抑止力」と非常にタカ派的なことを言っています。よく考えれば、「集団的自衛権」と「大國に委ねる」は矛盾していると言えれば矛盾しているのですが、要するに安全保障のためには、核兵器を自分で持ち、他國に委ねてはダメだ、と言っていました。

ところが、開戦後に突然雰囲気が変わります。「軍事力強化の前提は、為政者が一般市民を保護するよう運用するという大前提がなければならぬ。したがって、開戦してしまうと一般市民の犠牲を最小限にすることが目的になる。降伏、銃を置いて被害を最小限にすることが目的だ」という主張をしています。

さらに「自分たちは安全圏にいるわけで、そうしたところにいる学者や文化人が他人に対し戦えと言ふことはできないではないか。相対的に安全圏にいる政治家は妥協をすべきであり、むしろするしかない。威勢のいいことを言うなら、自分が率先して危険を冒すべきだ。そんなことできる人はいないだろう」と述べています。要するに、自分で危

険を犯さなくせに、やれ戦え、頑張れというのは無責任極まりないと彼は指摘しています。

そして、「戦闘員が一般市民を守るため戦闘するということはある。しかし、戦闘によつて一般市民を犠牲にするというのは本末転倒である。いきり立つてしまうと一般市民を盾に現場の戦闘を続けることになりやすいので、それを止めさせる方が政治家の仕事ではないか。実際、沖縄戦でどれだけひどいことになつたのか分かつているのか」とも主張しています。

橋下氏言説に関する所感

これに対する私の所感ですが、実際の状況を見ても、戦闘が継続することで一般市民が犠牲になるのは確かによくない。だからと言って、降伏して本當に残虐行為がなくなるのかは、積然としません。少なくともロシア軍の場合は疑問が残ります。つまり、降伏する選択は、大変悩ましい問題ということになります。

また、軍隊とは、一般市民を守るべきものということになりませんが、実際には一般市民の中から戦闘員になるわけで、これも大変悩ましい問題です。要するに誰が戦闘員として危険を冒すのかです。実際にウクライナでは男性の若者は戦うよう言われ、結局国内にとどめられています。一方でこうして残らざるを得なかつた男性たちからすれば、逃げた男性たちは「ずるいやないか」という気持ちになるわけで、だからこそ、出国禁止という強制的な措置が取られているのでしょう。

以上のことから、命を賭していない政治家・一般市民は、命を賭している戦闘員に異論できない構造が生まれます。つまり、武装民兵集団支配、

クーデタ・軍事政権化というなかなか悩ましい話につながっていくのでしょうか。戦闘員に対する文民統制のためには、政治家は命を賭さなければなりません。現実的にはそんな政治家はいないというのが橋下氏の見立てです。仮に政治家が命知らずの暴力主義者であれば、今度は、一般市民が政治家を民主的統制できません。

(2) 細谷雄一氏の言説

二〇世紀世界観の重視

次にウクライナ侵略戦争に対し、安全保障や国際政治学の専門家はどのようなことを言っているのか見てみましょう。これまたいろいろな人がおりますが、今日は国際政治学者の細谷雄一慶応義塾大学教授を取り上げてみたいと思います。細谷氏は様々な活動をしている方ですが、公益産業研究会が発行している雑誌「公研」の二〇二二年四月号に掲載されていた「座談会『プーチンの戦争』が揺らした世界の秩序」での発言に注目してみました。余談ですが、私はこの雑誌を全然知らなかつたのですが、電力会社がスポンサーになつていてる雑誌のようです。原子力発電所の立地自治体の研究もしている私からすれば、電力会社がスポンサーの雑誌に座談会が載ることがどういう意味を持っているのかよく考えるべきだと思いますが、ここではこの問題には入りません。ともかく、細谷氏は国際政治学の主流派と言われているということになります。

細谷氏の考えは、いわゆる二〇世紀国際政治の主権国家視点から論じるリアリズム国際政治学と呼ばれるごく主流の考え方です。その上で彼が言っているのは、「國家が國民を守るのではなく、國民が國家を守るといふスタンス」です。繰り返

しになります。先ほどの橋下徹氏は「軍隊は一般市民を守るべきだ」と述べているのに対し、細谷氏は「国民が国家権力を守るべきだ」と述べ、両氏は真逆の主張を展開しています。

また細谷氏は、主権国家は侵略戦争をしてはいけないという国際法秩序、あるいは国際秩序があり、これを二〇世紀の世界観と言って重視しています。ただし、侵略することは間違いではあるとの前提で、これに対抗する自衛戦争を容認しています。つまり、彼の考えは侵略戦争をした側はけしからんが、追い返そうと思つて戦う側は正しいとの理論となります。

一九世紀的・二二世紀的世界観の否定

細谷氏はそうした二〇世紀の世界観に基づき、なぜプーチンがダメなのかも指摘しています。彼に言わせると、プーチンは大国が軍事力を使って小国を打ち負かせて占領してもいいという一九世紀的国际秩序観にある。二〇世紀的国际秩序に対する挑戦は深刻な問題だ、そうしたけしからんやつに反撃しなくてどうするんだ、と述べています。

さらに、「専制国家对民主国家という国家体制観で議論してはいけない」ということも重視しています。確かに、どんな専制国家であつても、国内でいくら弾圧しようが侵略さえしなければ、二〇世紀的国际秩序の中では問題ありません。ただ、実際のところは、国内弾圧を口実に侵略することが多いのだから、まずは口実を与えてはいけないということが一つのコンセンサスであります。専制国家对民主国家のかたちで分けると、かえつて国内のあり方でも考えなければならず、侵略戦争を是認するので、良くないと彼は指摘しています。

なお細谷氏によると、侵略戦争も防衛戦争のど

ちらも結局は一般人が死ぬのだから、馬鹿じゃないかという指摘は二二世紀的世界観だと述べています。これは二〇世紀的世界観の否定であり問題だそうです。

細谷氏言説に対する所感

細谷氏に対する所感ですが、先ほど橋下氏の発言にあつた「自分は安全な立場にいて、国家や為政者として自身を同一化している」ということの典型例なのかもしれません。この言説が訴求効果を持つのは、国家によつて守られる人、あるいは国家と同一視できる人であります。国家のせいで犠牲になる人に、細谷氏の言説に説得力があるのかというと、なかなか難しいところがあるのではないのでしょうか。

細谷氏に言わせると、国家のせいで犠牲になることを懸念することは、二二世紀的世界観に生きている、ということになるのですが、国際秩序が守られても自分が死んでしまつては意味がないという見方はあるでしょう。それが二二世紀的な考えなのかと言われると疑問です。「命あつてこそ」という考えは何世紀とかに関係なくいつの時代も一貫してずっとある考えです。

そもそも、君主の暴政を抑制する権力分立・立憲主義は、国家のせいで犠牲になることを懸念するので、一八世紀的秩序観かもしれません。もっとも、民衆が命を大事に思ひすぎると、ホップズ的に暴力の脅しに追従して、すぐ専制支配に屈服してしまうんじゃないか、と言われるればそれまでなので、一七世紀的秩序観かもしれません（ホップズ『レヴァイアサン』一六五一年）。ですが、やはり死んでしまつたら意味がないだろうという考えは根強い。そのような状況で「戦え」と他人を

鼓舞できるのは、通常は、自分は死なないだろうという漫然とした前提があるからなのでしょう。

さらに、残念ながら主権国家の独立を至高のものとする二〇世紀的国际秩序は、プーチン・ロシアに言つても全然響かない議論です。そもそも、ロシア（プーチン政権およびそれに影響されたロシア国民多数）の世界観から言えば、ウクライナは自分たちと同じ国（世界Ⅱ平和）で、いわば主権国家の中の問題だと思つているわけです。事実、旧ソ連時代には「制限主権論」という議論があり、東ヨーロッパ社会主義圏は主権国家のようであり、主権国家ではないシステムを採用していたわけですし、ウクライナ・ソビエト社会主義共和国はソ連邦の一部でありませんでした。きょうだいなものだから弾圧していいんだ、というドメスティックバイオレンス的な発想で覇権国家を形成していた。こうした考えが残る中で二〇世紀的世界観を提唱しても、ウクライナがロシアから分離独立したこと自体、アメリカの陰謀だと言われてしまうと全然説得力がありません。むしろ、ソ連解体自体が地政学的な間違いだったとなる。

また、細谷氏の世界観には国内だつたら何を言つてもいい、という理論がありますので、「国内」と言つてしまえば「何でもあり」ということになります。ヤマト（日本政府およびそれに影響された日本国民多数）は、沖縄の問題は日本と影響された日本国民多数）は、沖縄の問題は日本と影響された日本国民多数の問題だから、力づくでよいと考えるわけですね。ウクライナのなかにもロシア支配が正しいと思う人がいるように、沖縄人にも本土人に同調する人もいます。中国（北京政府とそれに影響された中国国民多数）とチベット・香港・新疆ウイグル・台湾の関係も同様です。北海道の先住民族だつて弾圧してもよいという論理が、かつ

ての日本でも成り立っていました。非二〇世紀世界観から「それ自体がおかしいのではないか」と指摘しても響かないでしょう。プーチンも、二〇世紀的世界観を細谷氏と共有しているのかもしれない。「国内」「国際」の線引き地点が違うだけです。

本来、リアリズム国際政治学とは世界観を持ち出さず、単に利益とか言わなければならぬのですが、細谷氏の言説は、いつの間にかモラル的な世界観・秩序観の戦いになって、一九世紀世界観も気に入らないが、二二世紀的世界観も一八世紀的世界観（国家からの個人の自由）も気に入らない。国家を守ろうとしない国民はけしからんと弾圧する論理になってしまっている。橋下氏とは異なり、個人を軽視するという考え方です。結局のところ、プーチンの考えとどこが違うのかがよく分からなくなります。

橋下氏も細谷氏も、どっちの議論も腑に落ちないというのが率直な印象です。

逆に言えば、どちらの議論も相手方を批判するときは説得力がある。白旗降伏して本当に市民が守れるのかという疑問も残ります。一方で徹底的に戦って犠牲になったら何の意味があるのかも疑問です。どちらに進んでも袋小路ではないか。こうしたことが、昨今、自治とは無関係な「高い」ところで、議論されています。

(3) 松下圭一氏の言説

① 松下圭一氏の「防衛論」とは

時代錯誤の問題意識による有事法制議論

冒頭で話したように、自治体領域の中で安全保障などを論じてきた人はほとんどいない状況です

が、数少ない論者として松下圭一先生の『都市型社会と防衛戦争―市民・自治体と「有事」立法』が挙げられるのではないのでしょうか。二〇〇二年が経過している状況です。ブックレットの元になったのは、一九八一年と八三年の論文ですから、四〇年ほど前に書かれていたものです。にもかかわらず、その後我々は松下先生の問題提起を十分受け止めず、展開もできないまま時間を空費していることに対して忤怩たる思いであります。

そうは言っても、先ほど話したように国際政治学や安全保障の議論もどっちもどっちで、全然説得力のない議論を四〇年展開している分野と、何も議論も展開していない分野のどちらもダメだから、あまり気にすることもないのかもしれない。こうした時代だからこそ、今一度松下先生のブックレットを読みながら考えてみたいと思います。

繰り返しになりますが、元々は一九七〇年代から一九八〇年代に議論されていた有事法制を批判するために一九八一年と一九八三年に執筆された論文なのですが、二〇〇〇年代になって有事事態法制整備が議論されるようになり、同じ論理で批判できるとして、ブックレットが作られました。最終的には、このブックレットが発行されたあとに有事憲法は成立しています。

成立後、松下先生がどう考えているのかはブックレットからは伺えないのですが、ロジックとしては非常に明快です。有事法制案は生命・身体・財産保護は後回しとしておりました。批判を受けた結果からか、松下先生の言葉で言えば市民保護法案、のちの国民保護法案となりますが、これを立案します。ただ、立案している人自身が時代錯誤の問題意識のため、中身が全然ないとも指摘しています。

その理由として、松下先生は農村型社会のイメージのまま問題を考えていると指摘しています。前線は戦闘していても、他のところでは安泰という、農村型社会の牧歌的イメージで考えているけども、都市型社会はもつともモロイものでありまして、その危機管理を考えていないような有事法制論議や市民保護法論議ではダメだ、と言っているわけです。

このように、松下先生の議論ではジョーカーのように「都市型社会」というキーワードが必ず出てきて、最終的にはそれで全部説明できてしまうのですが、こうした考えに至ったのは松下先生自身が第二次世界大戦や福井地震を経験したことだと言われています。ブックレットの内容は二〇一年の東日本大震災前の議論になりますが、松下先生の言葉で言うと、一九九五年の関西大地震（阪神淡路大震災）を踏まえても、都市型社会は非常にモロイと指摘しています。

対市民規律の欠如

第二次世界大戦中の日本は都市型社会になりきつていなかったので、田舎に疎開することも可能でしたが、行く場がなかったらどうしたのでしょうか。これが都市型社会の現実であり、対市民規律が問題になると指摘しています。辻清明先生の言葉で言えば、対民衆官紀ということになりますが、要するに市民に対して、行政や政府は何をどうすべきか規律が必要となります。

先ほど挙げた橋下氏の言葉で言えば、一般市民を守るために軍隊を運用するのが対市民規律となりますが、戦前の日本は軍隊が国民を「轢きつ殺していけ」との理論でして、こうした軍隊には市民保護の発想はゼロということになります。

では、戦後はどうだったのか。国政が進めた経済成長がいわば国民を「轢きつ殺していけ」となり、都市問題や環境問題が起きようと放置してきたわけです。ただし、戦後の都市型社会の市民活動は轢きつ殺されることに満足していませんので、シビルミニマムを基準に拮抗力を発揮してきたわけです。

以上の経緯から、対市民規律のない有事立法は国家総動員への退行となり、国家が国民を守るのではなく、細谷氏が考えているように、国民が国家を守る発想にすぐ引き寄せられる。結果として、多少の犠牲はやむを得ませんと無責任なことを言うようになるので、だからこそ、市民保護こそ焦点となるべきだ、と松下先生は指摘しています。

また、松下先生は一九八〇年初頭の時点でジュネーブ四条約、追加第一議定書に着目しています。一九七八年に発効したもので、当時最新の考えでした。同五九条には「適切な当局による無防備地域」として、「うちは無防備で丸腰だ。丸腰のところは攻撃しない」という国際ルールができました。また、六〇条では国間の合意による非武装地帯も設定できるようになり、六一条では、市民保護団体に対して、紛争両当事者は攻めない・攻撃しないと定めることもできるようになりました。

こうした考えは元々、国際赤十字社が持っていたものです。クリミア戦争（一八五三〜五六年）のうちに締結されたジュネーブ条約（一八六四年）に基づく国際赤十字社は、敵味方入り乱れているところに、どっちにも与しないで困った人を助ける。一種の一九世紀世界観で活動してきました。松下先生は、有事立法がこうした市民保護を最優先にするとした国際基準から考え、対市民規律を持つべきだと指摘しています。ところが、当時の

日本政府は加入する気は全くありませんでした。

自衛権の主体と信託統治

そして、ロック『市民政府論』（一六九〇年）を独自に解釈してきた松下先生は、自衛権の信託統治論を指摘しています。細谷氏を始め多くの人は、国家は自衛権を持っていると思っていますが、これは二〇世紀の世界観です。国際法上、侵略戦争に対して自衛権を持っていると認められているじゃないか、と言えるかもしれませんが、自衛権は市民一人ひとりを持つものだと松下先生は述べています。細谷氏ならば二二世紀の世界観と揶揄するでしょうが、一八世紀の世界観でもあります。つまり、市民一人ひとりが自衛権を持っているときに、国（国家ではない）の基本法に基づき「政府に信託します」となって初めて、国（国家ではない、全国政府のことを指す）に自衛権が発生するという考えです。

このように、あくまで信託された政府の権限にすぎませんので、国家が「自分（国家）を守るんだ。俺（国家）を守るために協力しろ」というような話は論理的にあり得ません。したがって市民と官僚制機構や政府、自衛隊という制度・ルールの関係として現実的に問題処理する感覚・思考が必要だということになります。したがって、「絶対・無謬」の運命共同体的としての国家はなく、自立する市民が政策・制度の出発点と言えるでしょう。また、市民による信託ですから、国の政府が上手くやっていないとなれば、信託は解除され、市民個人が自衛権を直接行使することになります。そうなると、レジスタンスする人もいるかもしれませんが、国内外へ逃亡する人もいるかもしれない。ゲリラや捕虜になる人もいます。

そして、自治体も市民個人の受託機構になりますから、自治体も国と同様に信託を受けて、自衛権行使の仕事をするようになります。では、具体的に自治体は何をやるのか。松下先生は自治体による無防備地域宣言が非常に重要な仕事になると述べています。確かに、国の政府は遠くに構えていて地域の状況を把握できませんから、地域の市民保護を前提に考える、あるいは市民の信託を受けている自治体政府としては、必要に応じて無防備宣言をして、抵抗や敵対せず攻撃しないと伝えることが重要となります。

ただ、無防備地帯宣言は戦時法であり、戦争にならないとできません。したがって、戦争前から宣言しても意味がないのですが、松下先生は有事の前から何をするかを考え、そのために無防備地域の国際予備登録制度を進めるべきだと指摘しています。

また、都市型社会は市民型兵士が中心となりますから、そうした人を取り込み、個々の市民がどのように行動するかといった主体的自衛権行使も重要となります。もちろんジュネーブ条約が万能でないのはその通りなのですが、だからといって絶対無謬な国家が、「絶対負けてはいけない」「徹底抗戦だ」などと鼓舞することも問題ではないか、ということですね。自立する市民が政策・制度の出発点とも主張をしています。

モロイ都市型社会

都市型社会が防衛や戦争となつたときにどうなるのか。多くの防衛論議は、後者の首都で司令して、前線の農村地帯で抵抗するといった農村型社会をイメージして考えられていますので、都市型社会の理論フレームが欠落していると松下先生は指摘しています。都市型社会はモロイ構造である

ということを一九八〇年代段階から言っていますし、二〇〇〇年代段階でもそうだとおっしゃっています。恐らく、「今もそうだ」と天国でおっしゃるでしょう。

だいたい都市型社会は、有事が起こるだけでパニックとなり破綻します。つまり、戦争になる前から大混乱となるわけです。他方で侵攻軍にとつても、都市型社会が破綻すると何の魅力もありませんから、コストにしかありません。こうしたことから都市型社会は戦争に耐えられないモロイ構造であり、無能な軍は市民型兵士の納得を得られませんから、崩壊あるいは自壊してしまおうと述べています。

以上のことから言えるのは、都市型社会の軍事活動は「一発で決める瞬間戦争を指さなければならぬ」ということです。もちろん、二〇世紀世界観からすれば一発であつてもダメですし、一発で決まってしまうことが良いことなのか議論があるのも事実ですが、泥沼戦は避け、それが不可能であれば攻撃しないという判断になるでしょう。実際、プーチンも一発で決めるつもりだったでしょうが。

民主化・工業化の影響

工業化の深化は農村型社会から都市型社会への移行、成熟を生み出していきます。工業化は共同体や身分の崩壊につながり、社会の自由化・平等化、つまり民主化を生み出します。

都市型社会が民主化・工業化を進めると、社会分業の深化が進むため、社会の多元化をもたらします。この社会の多元化は政治的分節化を生み出します。これによって、市民抵抗や兵役拒否、反戦平和運動、政党間対立、自治体の抵抗、戦争への憲法手続など、いろいろなところでブレーキがかかるということになります。例に挙げたように、

どちらかと言えば、戦争にブレーキが働きやすいということになりますが、逆に言えば、反動化しないと戦争遂行はできないとなります。

したがって、国が徹底抗戦などと言えば反動化していく。反動化していくと、今度は反戦や革命が生み出しやすくなる。つまり、抑圧的に弾圧して戦争遂行しても、体制崩壊につながるということになるでしょう。そもそも、都市型社会では産業が崩壊した時点で難民があふれるでしょうし、交戦ができると思えません。侵攻予測は立てられるでしょうが、市民保護をする責任が発生すると考えれば簡単にいかないですし、市民保護をしなければ糾弾されるということになります。

都市型社会の戦争不可能性

以上のことから、松下先生は有事法制とは「兵隊ごっこ」であり、戦争は不可能であると指摘しています。都市型社会では本土決戦型、陣地を作つて砲弾が飛び交つて守るみたいなのは起こりえない。自衛隊では敵が北海道に上陸してきたときに、とりあえず青森まで撤退してと様々な専守防衛の作戦を考えているわけですが、自衛隊が頑張つて活躍すればするほど、都市や国土は破壊され、難民が発生する。そもそも上陸せずにミサイル攻撃をすれば、それだけでパニックを起すことも可能です。

あるいはそうした軍事攻撃ではなく、貿易攪乱による経済金融破綻、ITテロもありうるでしょう。こうやってライフラインが崩壊し、交通網が寸断し、行政が崩壊し市民生活はパニックになるというのが防衛戦争だ、と松下先生は言っているわけです。

原始自治に対する対応

以上のことから、都市型社会における軍事課題

は、都市型社会独自の有事に対応しうる政策や法制という厳しい問いへの構想力が求められているということになります。では、どうすればいいのでしょうか。

一つ目は、防衛庁（現・防衛省）・自衛隊の対市民規律の確立です。彼らは本来に市民を守るつもりがあるのか、あるいは、逆に、細谷氏のように市民に国家を守るように言うのか。こうした根本問題があります。

二つ目は有事においての市民保護です。有事における「原始自治」が発生し、市民自衛とも言えますが、こうした市民活動とのネットワークづくりが政府には問われているということです。松下先生が論文を書いた当時、議論されていた事態法制における「国民の協力」とは、本土決戦型総動員という時代錯誤の発想でした。ただ、現実には「原始自治」によってみんなが勝手に身を守る行動が生じます。これにプラスしてどのようににネットワークを作るか。それが課題だと指摘しています。三つ目ですが、自治体は無防備地域であり、ジュネーブ条約や国際人道法を共有することになります。これに対応せず、古い考え方のままにどうなるのでしょうか。無防備地域の拡大は自国軍や敵国軍を動けなくさせるため、戦闘・戦争は無意義となります。そうすると、自衛隊は市民活動をサポート・利敵行為とみなし、国内分裂が発生してしまう。つまりはマイナス作用となるということです。

② 防衛政策の国際化・分権化

国際化

松下先生は防衛政策の国際化・分権化も指摘しているのですが、今日の日本は、「有事迫る」と

いう時点でパニックになり、陸上自衛隊は内部から崩壊していく。海上・航空自衛隊は米国へ逃亡してあてにならない。だからこそ、外交レベルで争点を個別・着実に解決していく国際政策の構想に飛躍する必要があると指摘しています。都市型社会のモロサを克服するには、この「国際化」に対応して、市民、団体、企業、また自治体、国レベルでそれぞれの国際政策をおしすすめるだけではなく、また国土構造の「分権化」を目指す必要があるとも述べています。

分権化（分散化・分極化）

二つ目は分権化です。ブックレットでは分散化・分極化と記述がありますが、都市型社会の最大弱点は東京圏への一極集中です。本来に防衛する気があるのなら、東京圏の分散、つまり一つ前に述べた国土構造の「分権化」が必要になります。要は、東京圏に人をたくさん集めておいて、防衛戦争なんてできないだろう、ということなのです。

都市型社会は戦争した時点でダメなのですから、自衛隊中心で守りましょうという考えはそもそも無理がありますので、その意味でも多元的・重層型の国際政策を持つしかないのです。しかし、現実には都市型社会固有の軍事問題の構造特性を理解せず、農村型社会での戦争を原型として、防衛・侵攻の構想を練っているため、戦争があっても、稲を作って飯が食えるイメージにとどまっているということになります。

分節民主政治と政府の三分化

三つ目がより本当の分権化なわけですが、分節民主政治と政府の三分化です。これまた松下理論で一貫したところになります。国民社会は分権化・

国際化し、市民型人間型の大量成熟とともに、国家観念は市民と政府に分節し、政府も国と自治体に分節し、それぞれ国際政策を持つと指摘しています。ただ、現在の課題として、市民保護を課題とする戦略展望を欠如しているうえ、国が主体的に守るのだから、都道府県を通じて国民からの協力を期待するという発想のままという問題がありま

す。松下先生は市民保護とは、市民に密着することなのだから、市町村がまず担うべきものであり、市民を守るためにも無防備地域の設定が必要である。万が一、市町村がやらなければ都道府県がやるべきだとも指摘しています。

さらに、国はこの当時から今に至るまで、自治体蔑視によって無防備地域を設定する「適切な当局」のなかに自治体を含めないという無駄な議論している、と批判します。繰り返しになりますが、松下先生によれば、無防備地帯を設定できる適切な当局の中には、自治体も含まれます。それにも関わらず、国はそれを認めたくないのに、国が決める場合にはできるという解釈をしています。信託統治の議論からすればあり得えない。だからこそ、松下先生は信託を受けた人が「無防備だ」と言えば「無防備だ」というは当然だと述べています。

それから、松下先生は都市型社会において自治体・国・国際機構といった政府の三分化を提起しており、市民保護も三つに分かれています。残念ながら今の自治体は、市民保護をしなければならないという責任感や課題意識の自覚を持っていない。「国家統治」の発想で、「市民自治」を起点にしていけないから、国から言われた仕事をするというだけで国民保護を考えています。

本来は市民から出発し、自治体・国・国際機構という三つの政策基準があつて、かつ国際レベル

には国際人道法という国際政策基準があるのだから、それを学ぶことによって自治体は有事の際の市民保護を自らの危機管理に位置づけ、自治体基本条例や個別条例に位置づけ、いわば自分たちの仕事として考えていかなければならないと指摘しています。

分節政治と政府の多元化・重層化

こうした分節政治は、政治の多元化・重層化にも結びついています。政治の発生源を多元化することによって、部分の「失敗」を社会の「崩壊」に繋げない。要するに、国に権力集中して物事を進めると、国が間違えた段階ですべて崩壊する。そういう馬鹿げたことはやめようと松下先生は言っているわけです。

官僚の優秀性という幻想に立つて、国一点に政治が集中するシクミの国家統治の総動員方式は、国の失敗が社会全体の崩壊を導く。だからこそ、国家統治型危機管理から、市民自治型への転換が必要だと述べているのです。

政治主導による危機管理の欠如

そもそも、政治主導の危機管理の考え自体は未熟であるとも書いています。この有立法制では様々な会議を立ち上げると規定されたのですが、これは国家統治型の発想から来るものです。そして、国会の政治責任はアイマイで、ヨセアツメの既成官僚が中心となるシクミで、学校秀才からなる官僚はその体質として危機管理はできません、と言います。

危機管理の見識や熟度が欠如の議論では、国家中心主義者から「国家意識が欠落しているからだ」、あるいは細谷氏流に言えば「国家意識に覚醒していないからだ」という批判にすぐ結びつくわけです。しかし、国政（国家ではない）に信託

できるのかという問題が浮上します。

当時の国政の実態は、人ガラム・金マミレ、失敗多き政府と官僚ですから、信託に値しない。と国会・内閣主導であるべき国レベルの危機管理は、複数省庁の分担管理であり、内部対立だとまっています。松下先生は官僚内閣制から国会内閣制へ移行することによって、国政レベルの信託が可能となる政治主導を提唱し、二〇〇〇年頃の議論を終えています。

③ 松下理論への所感

松下理論を大まかに要約してきました。確かに都市型社会で戦争になると悲惨となるのはよく分かることで、専守防衛して本土決戦になれば大問題が起こるのは間違いありません。この議論は恐ろしくて、国内で専守防衛・自衛戦争するのは、国民保護の観点からは問題だから、国外で戦争をしようという流れに行き着きます。プーチンと同じ発想です。つまり、松下理論は、敵基地攻撃や先制攻撃の話になる危険を持った発想とも言えます。

もちろん、事前抑止が重要だとすれば、日米安保体制（岸信介）、非核三原則（「核の傘」（佐藤栄作）、核共有論（安倍晋三）、核武装論（清水幾太郎）のような話になります。そもそも、プーチンのように、敵国軍が都市型社会を崩壊させてもかまわないと考えるのであれば、都市型社会でも戦争は可能です。ある意味、敵国軍からすれば侵略はしやすいけども、自国軍が防衛戦争をしにくい構造とも言え、二〇世紀型世界観と合わないのが都市型社会ということになります。その意味で、細谷氏の提唱する二〇世紀型世界観は、侵略戦争を否定する意味では非常に倫理的・道義的なので

すが、リアリズムに立てば、プーチンのように先制攻撃論に傾かざるを得ないでしょう。つまり、議論としてエスカレートしていきます。

他方で、松下理論が、このようなタカ派（国家幻想）と一線を画すのは、市民個人を起点にしている点です。自衛権はすべて信託されたものでありまして、国家の自衛のために、あるいは防衛戦争のために市民が犠牲になるのは本末転倒であるとともに、松下理論では自国政府であろうと占領政府であろうと全然区別がないということになります。要するに、自衛権を信託するに値するか否かであり、信託に値しなければ抵抗するということとなります。

むしろ、松下先生は占領された後が勝負であると考えていたのではないのでしょうか。市民社会のモロサを前提にして、市民社会の生活を壊さないように、占領された後どう抵抗するのか。信託に値する占領軍にどうやって変化させるのか。これが松下先生の大きな関心事だったのでないかと思っています。

改めて読み直すことで、松下先生はこんなことを考えていたんだなと思ったのですが、なかなかそこから超える議論は難しいのも事実です。先生の言葉で言えば、「飛躍的に国際政策にしなければならぬ」ということになりませんが、具体的にはどう飛躍したらいいのかという答えは見えてこない。論理の飛躍しかないようにも思えます。

恐らく、占領軍が来ても個人の自衛権は放棄しないということなのだろうと考えています。都市型社会から利益を得ようとする合理的占領軍は、都市型社会を破壊しない占領統治をするでしょう。また、そのように、占領地市民は占領軍に対して、それを実現すべく抵抗するでしょう。しかし、占領軍が破壊と略奪と虐殺しか考えず、占領地市民を皆殺しま

たは強制収容・強制移住して、自国民を植民しようとするならば、占領地市民は占領軍に武力抵抗するしかありません。抵抗権ですから、アメリカ独立戦争や、アメリカのライフル協会のように「自分で銃を持って」という話になるでしょう。また、リアリズムからすれば、自国軍が組織的に抵抗できなくなつてから個々人が武装抵抗するよりは、最初から「国家」のもとで組織的抵抗した方が、どうせ殺されるにせよ、まだ勝ち目があると考えられるかもしれません。松下先生は国際政策の「飛躍」を期待していますが、どのように飛躍すればよいのか解答はないようです。これはなかなか難しい問題であるという気がしています。

つまり、橋下氏、細谷氏、松下先生と、いずれも、説得力がありません。

3 国民保護の現状

(1) 沿革

東西冷戦と有事法制論議

ここからは、松下先生が農村型社会のイメージのままできた指摘する、現代日本の現実の国民保護の仕組について取り上げてみたいと思います。沿革的に言うと、三矢研究を始め、冷戦期にはいくつか有事法制論議がありました。とは言っても、米国の抑止力で東西冷戦が抑えられてきた経緯がありますから、ソ連との本土決戦なんてあり得ない話で収まっていたわけですね。

当時の西側の議論は、ワルシャワ条約機構が陸上兵力で攻めてきたら、陸上兵力で劣るNATO側は核反撃するという主張でした。核に対して核で反撃するのではなく、陸上に対して核でやり返すという

ロジックでしたので、陸上戦は考えていませんでした。現在は西側の方に陸上兵力が大きくなってしまいましたので、NATO側が陸上で攻めてきたら、ロシア側が核攻撃するかたちに変化しました。ワルシャワ条約機構が解体された現在、ロシア側からの陸上兵力は何をするか分からない状況です。

これは日米においても同じ事です。冷戦期には自衛隊が北海道などに展開して、防衛すると言っていました。冷戦が終わり、日米安保の対ソ防衛の仕事がなくなりましたので、日米安保の再定義をすることになり、一九九六年に日米ガイドラインを改訂します。その後同時多発テロがあつて、二〇〇三年に事態対処法を含む有事関連三法が成立します。

このときに国民保護を放置していたということ、二〇〇四年に国民保護法を含む有事七法が成立し、二〇〇四年八月にジュネーブ四条約追加第一議定書に加入、二〇一五年には平和安全法制整備法（一部集団的自衛権行使法）に変化していきます。

(2) 国民保護法の概要

会場の皆さんには、国民保護法の概要を記載したレジュメをお配りしましたが、簡潔に言えば、自治体の責務は地域と住民の生命・身体・財産を保護することであり、国・自治体などと相互協力する。役割分担としては、国は武力攻撃事態等への対処をし、自治体は国民保護を行う。また、国民に対しては協力をするよう努めるものとする、という努力規定になっています。

有事の際には、国は武力攻撃事態対策本部を設置して、基本方針に基づき総合調整するとなつていますが、これは、災害対策基本法、新型インフ

ルエンザ等対策特別措置法を始め、原子力災害対策特別措置法などすべてほぼ同じロジックで、本部をつくって方針を出して指示するというお決まりの仕組となつています。

(3) 国民保護法制

① 概要

松下先生はずつと有事法制に「なぜ自由がないのか」を主張していましたが、この法律でも自由を保証するとは規定しません。繰り返しになりますが、この国民保護法制下での自治体の目的は国民の生命・身体・財産の保護を図ることです。そもそも有事では自由どころではないので、国民の自由を抑制してでも生命・身体・財産だけは守るという発想からでしょう。

国・自治体、指定公共機関の責務・役割分担をした上で、国の方針の下に、自治体・指定公共機関などが全国において措置することになります。具体的には住民避難措置、避難住民等救援措置、武力攻撃災害対処を行います。なお、緊急対処事態もほぼ同じ措置です。基本的な人権には配慮することとされてはいます。

② 具体的内容

ここからは具体的にどのような対応をするのか話をしたいと思います。住民保護措置として、国から警報や避難指示が出ると都道府県が指示を出して、市町村が実際に避難誘導する。これが住民保護措置です。ただ、どこに有事下で避難誘導するのかよく分かりません。これは松下先生も同じことを指摘しています。

救援措置は都道府県が中心となつて進めると規

定されています。戦災がおこると、警戒区域の設定や消防、化学物質の除染、ダムや発電所の警備が必要となります。国民に対しては、繰り返しになりますが、協力を要請されたときには必要な協力をするよう努めるものとする規定していますので、具体的には避難訓練に参加する、避難被害者の救助や搬送、消火、保健衛生に協力するなどが挙げられています。さらに国は協力した人が死亡・負傷した場合には補償する規定も置かれています。

権利制限についてもいろいろあつて、国から原子力事業者に対して措置命令を出したり、都道府県から医療関係者には医療提供命令を出す。これはインフル特措法も全く同じ構造なのですが、マスクを出せと言ったから出てくる物ではないですし、ワクチンも同じです。なので、実効性には疑問が残りますが、基本的には命令するようになっていきます。また、土地所有者、施設管理者に対しても強制使用を行うことができ、こうした権利制限を課すことができる法律となつています。

③ 国民保護計画

以上を踏まえ、国民保護計画を策定することになります。これも三層構造になっていて、国が基本方針を作り、都道府県は計画を策定する。市区町村も計画を作るよう指示されており、すべての自治体でこの計画は策定済みとなつています。計画の中身については、皆さんのお住まいの自治体のホームページを開いてご覧頂ければと思いますが、いろいろと書かれています。基本となるのは「避難」、「救助」、「武力攻撃災害対処」の三つということになります。

ところが、具体的に何が書いてあるのかと言われると、何も書いていないのがこの計画の特徴で

す。確かに、「どんな攻撃が行われるか分からないのだから書けない」と言えばそれまでですが、計画には危機管理本部・国民保護対策本部を置くこと、他の関係機関・団体と密接に連絡・報告・協力する二つが規定されています。要するに、関係機関の電話番号を慌てて探すくらいなら、あらかじめ電話番号を知っておきましょうという程度と言えればわかりやすいかと思えます。つまり、有事の際に、それ以上の対応ができるとは最初から想定されていない、ということ です。

こうした場当たり対処を前提として、関係機関と連絡調整して行うという訓示がなされ、連絡しやすい体制とするために協議会を設置して関係者同士の顔を合わせるようにしているのですが、最近はコロナによって書面開催という状況です。以上のように、場当たりで集まることに対して、誰が担当者からすら分からない状況になっているのは、この計画を策定した人から見れば、形骸化していると言えるのではないのでしょうか。

しかしながら、現実には原子力災害の時も明らかですが、難民Ⅱ国内避難者が発生して大変な状況になりますし、物資を事前に山ほどため込んでいても、物流やインフラが崩壊することを想定すれば、極めて膨大な量をため込まなければなりません。したがって、この計画の実態は思考停止していることになりま す。

つまり、自治体としては国から言われたから策定しただけで、我が事として市民保護を考えていません。そもそも、橋下氏・細谷氏・松下先生の議論が、いずれも説得力がないのですから、考えても答えがないのです。脆い都市型社会に何かしらの対策があるとは思えませんし、対策を考えるとすれば都市型社会を止めるというよう な結論に至ります。だからこそ、計画なんて立てられないので、本部を作ってみんなと仲良く連絡しましょうという内容なので、あれだけ分厚い計画なのに中身が二行で要約できるのはある意味すごいことですよ。このように、学校秀才は答えのない答案に長々と回答を書く。これが国民保護法と国民保護計画ということ です。

4 市民保護のむずかしさ

(1) 根源的問題

市民保護について、橋下徹、細谷雄一、松下圭一の各氏に通じる最大の悩みは、市民個人を起点としたときの難しさということになります。合利的個人であれば、他人を犠牲にしても自分の人生を確保するという利己主義的な行動をします。典型例は靖国神社です。政治家のために死んでくれる他人Ⅱ若者（英霊）に政治家が感謝している仕組となつてい ます。他人を犠牲にして自己利益を図る政治家は、合利的個人の典型です。

以上のように、自分の利益のために他人が犠牲になるとい う状態は、合利的個人からすれば非常にありがたいのですが、倫理的には問題があるでしょう。とはいえ、合利的個人はリアリズムですから、倫理や道義はどうでもよいわけです。しかし、全員が合利的個人であるならば、誰も「英霊」にはなつてくれません。ともかくとして、他人のため、みんなのため、になつたとしても、あるいは、自分のためになると考えて利己的に行動しても、自分を犠牲として、本末転倒なわけでありま す。合利的個人は、ここで議論が堂々巡りしてしま うわけです。

そこで、**図表**のようなマトリックスを作つてみました。自分はどうなのか、他人はどうなのか

図表 (自分と他人の行動)

		自分の行動と自分にとっての帰結	
		一緒に戦うつもり	自分は逃げるつもり
他人の行動	他人は戦ってくれた	③戦友 勝利してもどちらかは戦死するかも 敗北と玉砕・集団自決	①志願兵・英霊への感謝 他人の犠牲のおかげで勝利 暴行・徴用・強制移住かも
	他人は逃げる	④勝利しても戦死するかも、不公平 犬死、無駄死 v s 英霊として祀られる	②白旗降伏・敗北 暴行・徴用・強制移住かも

の視点で見ると、四つくらいになるわけですね。①自分は逃げるつもりだけど、他人が戦ってくれると非常にありがたい。靖国参拝派の政治家や国会でゼレンスキー拍手派の政治家の考え方です。②自分を犠牲にするつもりはないものの、他人も同じような考えであるとうと想定します。橋下氏のような白旗降伏だとなりますね。

一方で、③自分は合利的ではないので戦う、他人も合利的な人ではないので戦うという場合、勝てば「戦友」となり、米 国から見た硫黄島のようにハッピーなことになるのですが、戦争中どちらかが死ぬかもしれませ んし、利他的で他人のために犠牲をいとわない人たちが集まると玉砕・集団

自決するロジックとなるでしょう。カミカゼ特攻隊・沖繩地上戦・タリバン型戦闘員ですね。また、④自分は戦うつもりだけでも、他人は合利的な人間で逃げてしまう場合、犬死にすることになる。利他的な大多数の日本人の庶民（空襲・本土決戦）と合利的な他人である政治家（国体護持・無条件降伏）の関係でしょう。つまり、①と④は自分と

他人とを入れ替えている状態でもあります。

要するに、どれになってもろくな事になりません。この論議は非常に閉塞感がありますし、人間の命が大事ということになれば、どつちに転んでもろくなことにはならないと言えるのではないのでしょうか。

(2) 困難性

戦闘員の現実にはボランティアや志願制であり、自分の利己主義を前提にすれば強制することもできませんから、危険を冒すかどうかは本人次第となります。そもそも志願する人は「国防・愛国」意識高い系ですから、そういう人たちから見れば、志願しないような利己的な人はけしからんと言う話になり、弾圧してもかまわないとの流れになる。軍事政権です。結果として対市民規律が維持しにくくなってしまいます。

軍人に弾圧されないためには、自分も「意識高い系」のような「演技」をするしかありませんが、実際に戦闘員として動員されて被害に遭う可能性もあります。自分が戦闘に動員されないようにしつつ、他人に戦闘に行くように煽る「意識高い系」として振る舞うのが、最も合理的です。安全保障の専門家や軍隊幹部やタカ派政治家になるのは、このような意味で合理的です。

自分からみれば、他人が犠牲を払ってくれて自分が助かるのが一番良いと思うのです。ここでは、自分も他人も個人レベルで議論して来ましたが、今度は集団レベルで、「自分たち」と「他人たち」とするとどうなるのでしょうか。「自分たち」の範囲と言ってもいろいろあります。自治体は市民保護をめざし、他の自治体などに犠牲を払わせ、自分

の自治体は「知ったことではない」と言って抜け駆けすることもあるかもしれません。ただ、他の自治体も同様に考える可能性もあるかもしれませんし、志願する自治体もあるかもしれません。

個人レベルでも集団レベルでも、両方協力するのは全体のために望ましいのだけでも、片方それぞれの合理的な選択に委ねるとそうはならない、という状態もあるかもしれません。場合によっては強制が必要となります。図表で言えば、右上①の「他人に戦わせるにはどうするのか」がそれに該当し、結果として「強制」に行き着くわけですが、

もつとも、その場合には、③のように自分にも強制に係るかもしれません。だから①では、他人が逃げないように強制するが、自分は強制から免れる、ということになります。つまり、国民一般には強制して戦争協力をさせますが、自分は強制する側であって、強制される側ではない、という為政者の方式です。全体の利益を騙って、為政者の私益が合理的に達成されます。

強制とは、結局のところは、個人から出発してみれば、犠牲になるということです。囚人のジレンマは、両方協力すれば協力した各人のためにもそれなりに望ましく、さらに、全体のために望ましいという状況です。しかし、防衛の場合には、協力した各人に相当な被害が及ぶ可能性があり、「全体のためには望ましい」だけでは、個々人にとっての「それなりの合理性」は存在しません。

戦闘員になって命を晒すことを強制されるならば、合理的個人としては、強制に従わなくて制裁を受けても、同じことです。

そうした観点から言えば、個人を起点にしての防衛論議よりは、国家・民族を起点とする一九世紀型および二〇世紀型世界観、細谷雄一氏型防衛

論議が理屈上は非常に楽です。ただ、理屈上は非常にすっきりするのですが、実態としては集団の名を借りて、自身の安全を確保しつつ、他人を犠牲にする①が、防衛論議の本質でして、対市民規律という点でも疑いが残るということになりました。個人を起点にしなければ、個人間の利害得失の不公平な配分が見えなくなってしまう。また、集団レベルの国家を起点にしても、他国には戦うことを強要して、自国が戦わないことが、合理的となります。

5 自治体による住民保護の方策を考察する

(1) 平時の市民間交流

そうした中で自治体による住民保護の方策を考へなければならぬのですが、非常に難しく出口がない問題となっています。都市型社会で防衛戦になつたら住民生活が崩壊してしまいますので、被害に遭わないのが最善です。だからこそ、外交・軍事力による抑止が本来いちばん望ましい。自治体では何ができるのかというと、非軍事民生の市民間交流による信頼醸成などの自治体外交しかありえないということになります。

(2) 攻撃目標から外させる

自治体ができることの二つ目は、攻撃側の攻撃目標から外させることでしょうか。ただ、目標を外すかどうかは敵が考えることですから、どうやったら目標から外してもらえるかは全く予想はできません。相手方に自治体を攻撃する意味がないと

思わせるには、重要軍事施設を持たないのが一番です。元々、基地反対議論でよくある論理ではあります。このほか、敵方に魅力的なインフラ・生産・物流施設などがなければよいのです。とはいえ、攻撃側から見て魅力が無い地域は、都市型社会としてもろくな生活ができていない地域と言い換えることもできることに留意する必要があります。

(3) 住民保護のための「白旗降伏」

冒頭で住民保護のために「白旗降伏しろ」という橋下徹氏流の考えを紹介しましたが、まちが破壊されて、若者がどんどん死んでいく状態になるくらいなら、勝海舟のように無血開城するのが合利的だという考え方もあります。国全体の防衛戦争に勝利しても、自分たちが死んだり、地域社会が崩壊しては意味がありません。自治体の論理から言えば、そんな馬鹿げたことに付き合うこと自体あり得ませんから、電撃戦で無血開城＝白旗降伏が望ましいと言えるのかもしれませんが。

しかし、自治体が無血開城を選択できるのかという問題があります。自国の防衛隊が勝手に戦闘を始めたら全然止まりませんから、防衛隊にも降伏してもらわなければ意味がありません。もつと言え、いったんはその自治体・都市・地域は、降伏しても、自国方は奪還戦争を始めるかもしれません。

そして何より、占領軍が何するか分かりませんし、住民保護をする保証もない。ウクライナ侵略戦争でもロシア占領地域において様々な戦争犯罪が起きていますし、第二次大戦で日本軍も占領地域で何をやったか考えれば当然、占領軍は信用できないと言えるでしょう。また、旧ソ連軍が侵攻した地域で何がおこったか、沖縄で「銃剣とブル

ドーザー」として占領米軍が何をやったのか。過去を振り返ってみれば、占領軍はまともな行動はしないということが分かると思います。

だからこそ、二〇世紀型世界観を持つ細谷氏理論は「白旗降伏して占領されても、抵抗・自衛戦争しても、どうせ国民などは保護されないから、戦え」という考えなのです。ただし、戦闘しても全員が殺されるとは限りませんが、無血開城の場合でも、みんなが全員虐殺されるとは限りません。どちらの利害得失が大きいかに賭けるのかということ。抵抗戦争した挙げ句に敗北して占領されて二重に被害に遭うより、被害を占領だけにす

るのが、橋下氏流の白旗降伏論ということになります。抵抗戦争して勝てれば、戦闘の被害があるとしても、占領の被害よりは小さくて済む、というのが細谷氏の国家自衛戦争論でしょう。もつとも、勝てないと悲惨なことになりますから、徹底抗戦を叫ぶことになりましょう。そうすると、さらに被害は大きくなります。これが橋下氏の危惧するところ。リアリズムに立つ以上、結局、自衛戦争に勝てるのかどうか、という判断次第です。

一方、占領軍としては占領した都市から利益を得たいので、圧政や収奪をするのは合理的ではないというのが松下理論です。ただ、繰り返しになりますが、占領軍が合理的であるとの保証は全くありませんので、何をやるか分からない。短期略奪に対して非暴力・被服従で抵抗運動し、占領支配者に抵抗する方法もありますが、これも組織的な抵抗力が無くなつてからの抵抗よりも、先に抵抗したほうがよいとする考えもありますし、米国占領下の沖縄で、抵抗すればするほど米国側が強権的な支配を繰り返したように、全面降伏しても道が開けるようになるとは限りません。それでも

今破壊されるよりはいいだろうというのが、住民目線での白旗降伏ということになります。

(4) 万策尽きて

冒頭で説明したように、戦争はハイポリティクス（高み）の世界ですから、国が大局的戦略から判断するわけです。基本的に有事法制は、国が抵抗作戦をするときに、自治体によって阻害されない条件を整備ですから、住民を保護する保証はありません。こうした点からも戦場から回避できる方策はなかなか無いと言えるのではないのでしょうか。

おわりに

― 自治体による住民保護の原理 ―

(1) 自治体と集団的合利性

まとめに入っていきます。自治体による住民保護の原理については今申し上げたように、個人的合利性から考えていけば、答えが出てこないということになります。だからこそ、集団の議論から始める細谷雄一氏のような議論となりやすいのですが、集団から始める以上は、個々人の保護はあり得ません。ただ、相対的に多数を保護しよう、という発想はあり得ます。

とはいえ、この集団の単位は観念の産物ということになります。なぜ、国民国家の単位で集団を考えなければいけないのかと言われると、論理的には明快な答えはありません。したがって、国レベルの政府は国民集団の一体性を仮想しますが、自治体レベルでどういう集団を想定すべきなのは、自明ではありません。

私は、自治体が、国民保護ではない市民保護という、いわば、集団的合利性を地域集団レベルで設定することは対抗措置として重要だと考えています。国家と称するような観念的団体の現実はいくら国民保護を提唱したとしても、国家に一体化される一部の特権的な人々たちを保護するために、他者を犠牲にするための構造と言えます。それに取り込まれないようにするためには、自治体レベルで一定の集団的保護を観念しなければなりません。その上での対抗として集団合利性を追求し、個人の合利性を否定することはあるのかもしれませんが。もともと、この危険性は、国政と同じです。つまり、いくら市民保護を提唱したとしても、自治体に一体化される一部の地域での特権的な人々を保護するために、他者を犠牲にするための構造に墮落する可能性はあると言えます。

(2) 自治体と非合利性

もう一つは、自治体と非合利性です。そもそも戦闘集団は合利的な人々ではありません。自分を犠牲としてもいいと思っている人ですから、「一億総玉砕だ」、「本土決戦だ」と言った主戦論を展開します。こうした自爆型・自滅型の非合利性がある中で、二〇世紀型国家はどこかの段階で生き残りのために降伏する、あるいは交渉します。要するに、国家理性に基づいて必要だと判断すれば無条件降伏をすることもあります。

第二次大戦においても日本の統治者は、沖縄については平気で犠牲にしましたが、自分のところが攻撃されそうになると、「国体を守る」と称して突然無条件降伏した。そうした結論に至るなら、橋下流に、最初から無条件降伏しておけばよかつ

たじゃないかという気がしてなりません。ともかく、無条件降伏に対して、本土決戦を提唱する軍人もいました。このように、戦闘集団の非合利性をどう扱うかが非常にむずかしい問題です。

いま一つは、利他・博愛型の非合利性です。国際人道法の発想である「戦闘集団は自らを危険にさらしながら、市民を守る」という聖人のような人が戦闘員になっているという前提が必要なのです。しかし、非合利性の現実を考えると、聖人が敵国と戦闘ができるのかなど、非常にむずかしい課題も残されています。

また、自治体の場合、どのような利他性に立つて行動するのも問題になります。戦闘員は非合利的に行動しているので、いきりたつていろいろなことを言ってくると、非合利性の解毒は困難となってくるでしょう。ここで自治体が自爆・自滅型非合利性に共鳴してしまいますと、軍と一緒に民間人が最前線に立つ沖縄地上戦のような地獄図になってしまいます。

一方で敵国・占領軍へのゲリラ抗戦をすると、これまた大量の犠牲が生じます。したがって、自分の身を危険にしても、市民保護に専念するくらいいいかな。もちろんこれも大きな犠牲を払うことになりまして、自治体の利他性についても道は険しいということになるでしょう。

(3) 終括

いろいろと述べてきましたが、考えれば考えるほど答えがないというのが結論です。各々論者が言っていることもろくでもないことだけど、世の中に存在しているのはろくでもない話ばかりで、まともな解決方法が今のところ出てきません。だ

から、自治体が定めている市民保護計画や国民保護計画は、本部を置いて連絡しましょうという点にとどまり、思考停止の作文になっているのは、ある意味やむを得ないもので、ある意味で合理的なものかもしれません。

そうした中で考えても仕方ないことになりましたが、「考えても答えがない」、「結論がない」というのは、自治体としてはまずいのです。どういう方法があるのかを、やはり自治体が主体的に考えなければならぬのです。しかし、考えてもどうしようもないから、国の指示どおり動いて、出たとこ勝負で、めちやくちやとなりそうなのがこの国の実態です。なかなか厳しい現実を突きつけられているということを改めて感じています。

今日提起した課題については、今後も考えていかなければならないのですが、私自身も明確な主張もなければ、何を言っているのかすつきりしません。松下先生はすつきりしないところをすつきりとしたように見える天才で、それが松下流です。ただ、私からすれば松下先生の論理は、橋下氏や細谷氏と同じく、政策提言として望ましい未来を描けていません。突き詰めて考えていないと思うのですが、突き詰めて考えようとしても私自身も答えが出ていないのが現状です。だから、国も自治体も、空虚な作文になるのです。長くなりましたが、私からの話を終えさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

へかない としゆき

（本稿は、二〇二二年六月一〇日に開催した第五八回定期総会記念講演会での講演をまとめたものです。文責・編集部）